

| | |
|---------------|--------|
| 収入印紙を貼付してください | |
| 10万円以下 | 200円 |
| 10万円超50万円以下 | 400円 |
| 50万円超100万円以下 | 1,000円 |
| 100万円超400万円以下 | 2,000円 |

収入印紙

※

※ 割印を押印してください。

生活・育英・自動車・リフォーム 資金貸付金借用証書

※○で囲む

(新規・借替) ※○で囲む

| | | | | |
|-----|---|--------|---|---|
| ※ 金 | 円 | 貸付決定番号 | 第 | 号 |
|-----|---|--------|---|---|

一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長 様

※ 年 月 日

一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則 第6章（貸付）を承認のうえ、上記金額を下記条件により借用いたしました。

記

- 1 利息は年利とし、ボーナス償還に係る利息は、半年利とします。また、利率は年度ごとに見直します。
- 2 貸付金及び利息は、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則第39条の規定に基づき、元利均等で毎月の給料及び6月・12月の期末勤勉手当から原則として天引きしていただくことによって償還します。
- 3 借受人が次の事由に該当するときは、催告がなくても、当然に期限の利益を失い即時残債務を弁済します。
 - (1) 破産、民事再生手続開始等の申立てがなされたとき
 - (2) 借受人が他の債務につき差押え、仮差押えを受けたとき
 - (3) その他、借受人の信用状態が悪化したと判断される事実があったとき
 - (4) 組合員の資格を喪失したとき
 - (5) 申込内容に偽りがあったとき
 - (6) その他運営細則に違反したとき
- 4 借受人が組合員の資格を喪失したとき、退職慰労金で不足する場合は、他の給付金より未償還元利金相当額を控除されることに異存はありません。
- 5 借受人において、貸付金の返済を怠ったため発せられた理事長の支払勧告に応じなかった場合、相応の措置をとることについて異存はありません。
- 6 この貸付に関する争いについては、当互助組合の事務所所在地を管轄する地方裁判所（本庁）を専属的合意管轄裁判所とします。

| | | | | |
|-----|-------------|---------|--|---|
| 借受人 | 所属番号 | 所属名 | | 印 |
| | 組合員番号 | フリガナ | | |
| | 0 | 氏名 | | |
| | 現住所 電話番号 | 〒 (TEL) | | |

①※印欄は記入しないでください

②借受人は自署してください